



令和6年度
小手指小学校PTA
定期総会

令和6年5月10日(金)



令和6年度 小手指小学校PTA 定期総会

目 次

P1	第1号議案【令和5年度 事業報告】
P2	第1号議案【令和5年度 主な事業の概略】
P3	第1号議案【令和5年度 学級・学年活動、委員会活動報告】
P4	第1号議案【令和5年度 支部活動報告】
P5～6	第2号議案【令和5年度 決算報告】
P7	第2号議案【令和6年度 本部役員・支部役員(案)】
P8	第2号議案【令和6年度 委員会(案)】
P9	第3号議案【令和6年度 事業計画(案)】
P10	第3号議案【令和6年度 予算(案)】
P11～17	所沢市立小手指小学校PTA会則(案)
P18～20	所沢市立小手指小学校PTA個人情報取扱規程、慶弔規程
P21～23	所沢市立小手指小学校PTA細則(案)
P24	所沢市立小手指小学校PTA組織図(案)
P25～26	所沢市PTA連合会総合補償制度の概要

【令和5年度 事業報告】

〔全体事業及び本部事業〕令和5年度活動内容一覧表

内 部 事 業		外 部 事 業	
4月28日	各委員引き継ぎ・新旧運営委員会		
5月12日	令和4年度 定期総会(書面)	5月11日	所沢市PTA連合会 新旧理事会
5月27日	運動会(受付協力等)		
6月14日	第1回 本部ミーティング・本部会議	6月3日	所沢市PTA連合会 定期総会
6月23日	第1回 PTA手集金	6月3日	青色回転灯装着パトロール車講習会
6月24日	学校公開(受付協力)		
6月27日	第1回 運営委員会・支部長会議		
		7月13日	第1回小手指中学校区安全・安心な学校と地域づくり推進支部会議
		7月14日	所沢市PTA連合会 第1回PTA会長研修会
		7月28日	小手指小学校愛好会 定期総会
		8月19日	所沢市PTA連合会 広報紙コンクール
9月20日	第2回 本部ミーティング・本部会議	9月20日	所沢市PTA連合会 第2回PTA会長研修会
9月6日	PTA会計中間監査	9月28日	所沢市PTA連合会 第1回理事会(WEB)
10月4日	第2回 運営委員会・支部長会議	10月10日	所沢市防犯のまちづくり市民大会、所沢市暴力排除推進市民大会 打合せ
11月18日	音楽会(受付協力)	11月16日	所沢市防犯のまちづくり市民大会、所沢市暴力排除推進市民大会
		11月18日	第2回こてさしコミュニティー推進委員会
		12月12日	小手指地区6校連絡協議会
		12月15日	第2回小手指中学校区安全・安心な学校と地域づくり推進支部会議
1月31日	新入学児童保護者説明会(受付協力)	1月27日	所沢市PTA連合会 市長・教育長と語る会(WEB)
2月6日	第3回 本部ミーティング・本部会議	2月3日	所沢市PTA連合会 第3回PTA会長研修会
2月21日	第3回 運営委員会・会計報告 支部長会議	2月7日	所沢市PTA連合会 第2回理事会(WEB)
		2月9日	第3回こてさしコミュニティー推進委員会
3月25日	卒業式 記念品贈呈		
4月8日	入学式 記念品贈呈		
4月16日	令和5年度PTA役員選出		
4月17日	令和5年度PTA役員選出・会計監査		
4月19日	令和5年度PTA役員選出		
4月26日	各委員引き継ぎ・新旧運営委員会		

【令和5年度 主な事業の概略】

1. 内部事業

(1) 本部の主な検討事項及び活動

- ① 本部ミーティング、本部会議の開催
- ② 運営委員会、支部長会議の運営・開催
- ③ 「本部だより」、「運営委員会だより」その他の発行
- ④ PTA活動の見直し
- ⑤ 見まもり活動実施
- ⑥ 旗振り指導
- ⑦ 校外活動の見直しについて(旗振り当番)

(2) 学校行事への協力

- ① 運動会の協力とパトロール
- ② 校内音楽会への参加・協力
- ③ 学校公開への協力
- ④ 新入学児童保護者説明会協力
- ⑤ 卒業式・入学式への協力と卒業記念品・入学記念品の贈呈

(3) 各委員会活動

- ① 次年度 会長・副会長選出
- ② 広報誌の発行
- ③ 通学路の危険箇所の総括
- ④ 「かけこみ110番」設置場所確認・一覧表配布
- ⑤ ちかん防止看板の設置・管理
- ⑥ 除草作業、落ち葉清掃
- ⑦ ベルマーク活動
- ⑧ 資源回収(インクカートリッジ)

(4) 各支部活動

- ① 通学路の危険箇所の点検
- ② 「かけこみ110番」設置場所確認、ステッカー交換
- ③ 支部長会議の参加

(5) 他団体との協力

- ① 子ども会育成会との連携
- ② 公民館・地域団体との連携
- ③ 愛校会総会出席
- ④ コミュニティー推進委員会参加

2. 外部事業

(1) 地域内他校及び他団体との連絡・協力

- ① 小手指地区6校連絡協議会の参加
- ② 小手指中学校区安全・安心な学校と地域づくり推進支部会議参加
- ③ 小手指小学校愛好会 定期総会参加
- ④ コミュニティー推進委員会参加
- ⑤ 公民館・地域団体との連携

(2) 所沢市PTA連合会関係

- ① 理事会への参加
- ② 研修会・講習会、講演会への参加
- ③ 西ブロック連合会への参加

【令和5年度 学級・学年活動、委員会活動報告】

【学年・学級】

学 年	ク ラ ス	活 動
こばと	こばと	卒業式の飾り
1	全クラス	フェルトペン贈呈
2	全クラス	習字の作品入れ
3	全クラス	書写・習字用紙
4	全クラス	書写・習字用紙
5	全クラス	調理実習
6	全クラス	ご両親宛て手紙の封筒

【委員会】

委 員	月	活 動
選考	7月	「選考委員会だより」発行
	9月	「PTA会長・副会長立候補推薦のお願い」発行・開票・交渉
	10月	「PTA選考委員会からのお知らせとお願い」発行
	1月	令和6年度 会長、副会長決定のお知らせ(メール配信)
	2月	令和6年度 校長先生、教頭先生、新会長副会長、旧副会長との顔合わせ
広報	5月	広報「こてさし」217号 打ち合わせ・編集、運動会写真撮影
	6月	広報「こてさし」217号 修正・回覧
	7月	広報「こてさし」217号 入稿・配布・発行
	11月	広報「こてさし」218号 編集、音楽会撮影
	12月	広報「こてさし」218号 編集・修正・回覧・入稿・発行
	1月	広報「こてさし」219号 編集、回覧
	2月	広報「こてさし」219号 修正・回覧・発行・入稿
安全	6月	危険箇所マップ修正・原本作成、印刷配布
		かけこみ110番手紙印刷・配布
		パトロールステッカー残の確認
	7月	かけこみ110番設置一覧表の修正・印刷・配布
	9月	「パトロールステッカーご協力のおお願い」書き換え
		パトロールステッカー作成(新1年生用)
	12月	パトロールステッカー作成(転校生用)
	1月	パトロールステッカーと手紙の印刷、セット作成
	2月	「パトロールステッカーについて」印刷
3月	ちかん防止看板交換、旗渡し式参加	
4月	かけこみ110番設置関係書類準備・配布	
ベルマーク・環境	5月	「ベルマーク集計作業ボランティア募集について」作成
	6月	「ベルマーク集計作業ボランティア募集について」印刷・配布
		除草作業ボランティア募集(メール)
	7月	除草作業(児童、教職員、ボランティア、委員で実施)
		ベルマーク集計作業(ボランティア、委員で実施)
	11月	「ベルマーク集計作業、落ち葉掃きボランティア募集について」作成・配信依頼
	12月	落ち葉掃き(児童、教職員、ボランティア、委員で実施)
ベルマーク集計作業(ボランティア、委員で実施)		
1月	集計作業後、集計用紙・ベルマークを協会へ送付	
		インクカートリッジ集計、送付

【令和5年度 支部活動報告】

支部	月	活動内容
全支部	年間	年間パトロール・立て看板・かけこみ110番掲示物交換作業
1	3月	令和5年度卒業生 卒業記念品贈呈
	3月	令和5年度在校生 進級記念品贈呈
	4月	令和6年度新入生 入学記念品贈呈
2	3月	令和5年度卒業生 卒業記念品贈呈
	3月	令和5年度在校生 進級記念品贈呈
	4月	令和6年度新入生 入学記念品贈呈
3	3月	令和5年度卒業生 卒業記念品贈呈
	3月	令和5年度在校生 進級記念品贈呈
	4月	令和6年度新入生 入学記念品贈呈
4	8月	夏のお楽しみ会プレゼント贈呈
	10月	ハロウィンプレゼント贈呈
	12月	クリスマスプレゼント贈呈
	3月	令和5年度卒業生 卒業記念品贈呈
	3月	令和6年度在校生 進級記念品贈呈
5	3月	令和5年度卒業生 卒業記念品贈呈
	3月	令和5年度在校生 進級記念品贈呈
	4月	令和6年度新入生 入学記念品贈呈
6	3月	令和5年度卒業生 卒業記念品贈呈
	3月	令和5年度在校生 進級記念品贈呈
	4月	令和6年度新入生 入学記念品贈呈
7	3月	令和5年度卒業生 卒業記念品贈呈
	3月	令和5年度在校生 進級記念品贈呈
	4月	令和6年度新入生 入学記念品贈呈

令和5年度 決算報告

1.一般会計

(収入の部)

(△印：減、単位：円)

項	目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	摘 要
P	T A 会 費	562,000	553,800	△ 8,200	(家庭数517+教員38) × @1,000円
	愛 好 会 より 助 成 金	0	0	0	
	雑 収 入	7,000	7,008	8	育成会・いちょう学級印刷機使用料、利子
	前 年 度 繰 越 金	828,629	828,629	0	
合	計	1,397,629	1,389,437	△ 8,192	

(支出の部)

(△印：減、単位：円)

項	目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	摘 要
総 務 費	事 務 ・ 消 耗 品	100,000	63,627	36,373	印刷機消耗品、事務用品
	校 外 指 導 費	100,000	10,785	89,215	立て看板、保護者証ケース
	慶 弔 費	20,000	0	20,000	
	渉 外 交 際 費	80,000	3,000	77,000	六校協議会他
	教 育 環 境 費	40,000	39,050	950	卒業式及び入学式花代
	卒 業 対 策 費	107,000	114,959	△ 7,959	卒業記念品
	入 学 対 策 費	67,500	73,000	△ 5,500	新入生お祝い品
	衛 生 費	50,000	0	50,000	アルコール消毒液
市 P 連	備 品 費	0	0	0	
	会 費	28,320	28,320	0	@50円×562名、振込手数料220円
助 成 費	補 償 費	62,260	62,260	0	@110円×562名、振込手数料440円
	支 部	132,600	132,600	0	支部活動費@200円×663名
委 員 会 費	学 年	100,000	92,000	8,000	1クラス4,000円
	ベ ル マ ー ク ・ 環 境	15,000	7,750	7,250	
	広 報	50,000	49,281	719	
	安 全	10,000	6,001	3,999	
予 備 費	選 考	1,000	1,000	0	
	予 備 費	433,949	0	433,949	
積 立 金	積 立 金	0	0	0	
合	計	1,397,629	683,633	713,996	

差引残高 ¥ 705,804 令和6年度へ繰越いたします。

2.特別会計(積立金)

項	目	収 入	支 出	比 較 増 減	摘 要
繰 越 金	繰 越 金	600,000	0	600,000	
積 立 金	積 立 金	0	0	0	
貯 金 利 子	貯 金 利 子	147	0	147	
合	計	600,147	0	600,147	

上記の通り、報告いたします。

令和 [] 年 [] 月 [] 日

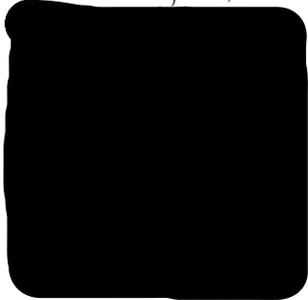
小手指小学校

PTA本部

PTA本部

会計幹事

会計幹事



監査の結果、上記に相違ないことを認めます。

令和 [] 年 [] 月 [] 日

監査

監査



本部役員

役職名	氏 名	
会長		
副会長		
幹事	個人情報保護のためtotoruにて配信済みです	
監査		

支部役員

◎通学班担当職員(安全主任)

◎生徒指導主任

支部	支 部 長	副支部長	職 員
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

【令和6年度 委員会(案)】

主:学年主任 代:代表 委:委員長 副:副委員長 書:書記 会:会計

年	組	担 任	学 年 会	選 考 委 員 会	広 報 委 員 会	安 全 委 員 会	ペ ル マ ー ク ・ 環 境 委 員 会	卒 業 対 策 委 員 会
こ ぼ と	1							
	2							
	3							
1 年	1							
	2							
	3							
	4							
2 年	1							
	2							
	3							
	4							
3 年	1							
	2							
	3							
	4							
4 年	1							
	2							
	3							
	4							
5 年	1							
	2							
	3							
	4							
6 年	1							
	2							
	3							
担 当 教 職 員								

個人情報保護のためtetoruにて配信済みです

担 任 外 教 職 員

【令和6年度 事業計画(案)】

1 全体事業(本部)

- 【1】 PTA全体の調和と協調の推進
- 【2】 運営委員会と各会議の運営・開催
- 【3】 教育施設の充実への援助
- 【4】 児童の校外指導、安全対策の推進・充実
- 【5】 目的を同じにする他の団体、機関等との協調
- 【6】 その他PTA全体で行う事業

2 学年会(幹事)

- 【1】 学年・学級におけるPTA活動の充実
こぼと代表・学年代表(幹事)が学校と連携し、学年行事への協力を行う
- 【2】 活動助成費を配布し支援
- 【3】 学年監査

3 委員会

- 【1】 選考委員会
次年度のPTA会長・副会長を選出
- 【2】 広報委員会
 - (1) 広報「こてさし」の編集と発行
 - (2) 行事などの撮影・インタビュー
- 【3】 安全委員会
 - (1) 自転車パトロールステッカーの配布
 - (2) 本部校外と連携
 - (3) 危険箇所の地図を作製・配布
 - (4) ちかん防止看板の設置・管理
 - (5) かけこみ110番設置場所確認、ステッカー交換
- 【4】 ベルマーク・環境委員会
 - (1) ベルマーク収集・集計、インクカートリッジ回収・集計
 - (2) 除草作業、落ち葉掃きの招集

4 支部

- 【1】 支部PTA活動の実施
- 【2】 子ども会育成会との協力並びに地域教育環境の整備
- 【3】 校外安全指導、見まもり隊等の実施
- 【4】 通学路交通安全指導の奉仕活動

令和6年度 予算（案）

1.一般会計

(収入の部)

(△印：減、単位：円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
P T A 会 費	573,000	562,000	11,000	(家庭数534+教員39)(仮)×@1000
愛校会より助成金	0	0	0	
雑 収 入	7,000	7,000	0	育成会・いちよう学級印刷機使用料
前年度繰越金	705,804	828,629	△ 122,825	
積 立 よ り	0	0	0	
合 計	1,285,804	1,397,629	△ 111,825	

(支出の部)

(△印：減、単位：円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要	
総務費	事務・消耗品費	60,000	100,000	△ 40,000	印刷機消耗品、事務用品
	校外指導費	120,000	100,000	20,000	ちかん看板、保護者証ケース
	慶 弔 費	15,000	20,000	△ 5,000	慶弔規定により
	渉外交際費	20,000	80,000	△ 60,000	六校協議会 他
	教育環境費	40,000	40,000	0	卒業式及び入学式花代
	卒業対策費	134,000	111,000	23,000	記念品1000円×124名、教員2500円×担任数4
	入学対策費	81,000	67,500	13,500	入学記念品@600円×130名+予備5
	衛生費	25,000	50,000	△ 25,000	アルコール消毒代
	備品費	25,000	0	25,000	設備購入
	通信費	59,400	0	59,400	インターネット代
開校記念費	290,000	0	290,000	135周年記念品代	
市P連	会 費	28,870	28,320	550	@50×573名(仮)(家庭数+教員)、振込手数料220円
	補 償 費	63,470	62,260	1,210	@110×573名(仮)(家庭数+教員)、振込手数料440円
助成費	支 部	140,000	132,600	7,400	@200×児童数700名(仮)
	学 年	96,000	100,000	△ 4,000	@4000×24組
委員 会費	ベルマーク・環境	10,000	15,000	△ 5,000	
	広 報	50,000	50,000	0	
	安 全	10,000	10,000	0	
	選 考	1,000	1,000	0	
予 備 費	17,064	429,949	△ 412,885		
積 立 金	0	0	0		
合 計	1,285,804	1,397,629	△ 111,825		

2.特別会計（積立金）

項 目	収 入	支 出	比較増減	摘 要
繰 越 金	600,147	0	600,147	
積 立 金	0	0	0	
貯 金 利 子	0	0	0	
合 計	600,147	0	600,147	

所沢市立小手指小学校PTA 会則(案)

第1章 総 則

第1条〔名 称〕

この会は、埼玉県所沢市立小手指小学校PTAと称し、事務所を同校内におく。

第2条〔目 的〕

この会は、小手指小学校に在籍する児童の保護者および教職員が互いに協力して、児童の教育の充実をはかるとともに、児童が家庭や学校および地域社会においてより幸福な生活が営めるように努めることを目的とする。

第3条〔事 業〕

この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 家庭と学校との緊密な連絡に関する事。
- (2) 学校行事への援助と協力に関する事。
- (3) 教育環境の整備と改善に関する事。
- (4) 児童の校外指導に関する事。
- (5) 会員相互の親睦および会員の文化教養の向上に関する事。
- (6) 児童の健全育成、地域の福祉向上等を目的とする関係団体、諸機関等との相互協力に関する事。
- (7) その他、この会の目的を達成するために必要な事。

第2章 組 織

第4条〔会員〕

この会は、小手指小学校に在籍する児童の保護者および教職員によって構成される。

(1) 会員は総会において別に定める会費を納めることとする。

第5条〔組織構成〕

この会の円滑な運営のために、次の組織をおく。

(1) 総会

(2) 運営委員会

(3) 本部

(4) 学年会(こばと代表、各学年代表)

(5) 委員会(選考、広報、安全、ベルマーク・環境、卒業対策)

(6) 支部

第6条〔組織の構成員と役割〕

各組織の構成員と役割は、次のとおりとする。

(1) 総会は、この会の最高議決機関であり、全会員をもって構成され、定期総会と臨時総会とする。

① 総会は、次の事項を審議、承認、決定する。

ア 事業報告および決算に関すること。

イ 事業計画および予算に関すること。

ウ 会則・規程の制定改廃に関すること。

エ 本部役員・委員の任命に関すること。

オ その他、この会の運営に係わる重要事項。

② 総会の開催は、次のとおりとする。

ア 定期総会は、毎年1回新事業年度開始後2か月以内に開催する。

イ 臨時総会は、本部または運営委員会が必要と認めるとき、あるいは会員の4分の1以上から総会に付すべき事項を明示して請求があったときに開催する。

ウ 総会の招集は、会長・副会長が行う。ただし、開催にあたっては、原則として開催日の7日以上前に全会員に対して、通知することを要する。

③ 総会の議決は、小手指小学校に在籍する児童の保護者および教職員の過半数(委任状または議決権行使書を含む)をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

- (2) 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、正副会長、幹事、こばと代表、学年代表、各委員長、支部長をもって構成する。
- ① 運営委員会は、次の事項を審議、決定する。
- ア 総会で議決した事項の執行に関すること。
 - イ 総会に付議すべき事項に関すること。
 - ウ 細則の制定改廃に関すること。
 - エ その他、総会の議決を要しない、この会の運営に係わる事項。
- ② 運営委員会の開催は、会長または本部が必要と認めたときに開催する。
- ア 運営委員会の招集は、会長または副会長が行う。
- ③ 運営委員会の議決は、運営委員の過半数（委任状を含む）をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- (3) 本部は、正副会長および幹事をもって構成され、会の中心として、総会、運営委員会での決議事項の執行、運営にあたる。
- (4) 学年会は、こばと代表・学年代表および学年に所属する会員をもって構成され、この会の円滑な運営のためにそれぞれの学年活動にあたる。尚、こばとを除く各学年の代表は各学年の幹事が兼任する。
- (5) 各委員会は、正副委員長および委員をもって構成され、この会の円滑な運営のために、それぞれの委員会活動にあたる。このうち選考委員会は、正副会長の選出にあたる。
- (6) 支部は、正副支部長および支部に所属する会員をもって構成され、この会の円滑な運営のために、それぞれの地域活動にあたる。

第3章 本部役員および委員・支部役員

第7条〔本部役員〕

この会には、次の本部役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名又は4名(うち1名は、教頭とする)
- (3) 幹事 8名(うち2名は、教職員の代表とする)
- (4) 監査 2名

第8条〔本部役員の任務〕

前条で定める本部役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事は、本部役員として会務の運営にあたる。
- (4) 監査は、会計において監査をおこなう。

第9条〔本部役員の選出〕

本部役員の選出は、別の細則に定める。

- (1) 本部役員の任命は、会長、副会長については総会の承認を必要とし、他の役員については総会への報告をもって足りることとする。
- (2) 他の役員が総会までに決定しない場合は運営委員会の承認をもって会員への報告をもって足りることとする。

第10条〔本部役員の任期〕

本部役員の任期は、定期総会終了後から次年度の定期総会終了までの1年とし、再任を妨げない。

- (1) 補充役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第11条〔本部役員の免除〕

本部役員の免除は、別の細則に定める。

第12条〔委員・支部役員の任務〕

委員・支部役員は、委員会・支部を構成し会務の運営にあるとともに、各々の任務は次のとおりとする。

- (1) 学年会は、学年におけるPTA活動にあたる。このうち代表は、運営委員会を構成し会務の運営にあたる。
- (2) 各委員は、それぞれの活動にあたる。このうち各委員長は、運営委員会を構成し会務の運営にあたる。
- (3) 支部役員は、それぞれの支部の中心となりその運営にあたる。このうち各支部長は、運営委員会を構成し会務の運営にあたる。

第13条〔委員・支部役員の選出〕

委員・支部役員の選出は、別に細則に定める。

- (1) 委員・支部役員の任命は、総会への報告をもって足りるものとする。

第14条〔委員・支部役員の任期〕

委員・支部役員の任期は、定期総会終了後から次年度の定期総会終了までの1年とし、再任を妨げない。

第15条〔委員・支部役員の免除〕

委員・支部役員の免除は、別に細則に定める。

第16条〔校長〕

校長は、本会の円滑な運営を図るため、すべての会議に出席して意見を述べるができる。

第4章 会 計

第17条〔会計〕

この会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

第18条〔会費額〕

この会の会費は、年額金2,000円とする。ただし、本部内会議で承認のうえ、免除、減免することができる。

(1) 転入した会員については、月額金150円の月掛けとする。

(2) 転出した会員への返金はないものとする。

(3) 集金方法は、手集金とする。

(4) この会の会費は、本部内会議で承認のうえ、年度により変更することができる。

第19条〔事業年度〕

この会の事業年度は、毎年定期総会の日より翌年の定期総会前日までとする。

第5章 個人情報取扱

第20条〔個人情報の取り扱い〕

この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報の取扱規程」に定め、適正に運用するものとする。

第6章 補 則

第21条〔帳簿〕

この会に、次の帳簿を備える。

- (1) 会則・規程
- (2) 細則
- (3) 役員名簿
- (4) 会計簿
- (5) 議事録

第22条〔会則・規程の変更〕

この会の会則および規程の変更は、字句の修正を除き、総会で決定する。

第23条〔細則〕

この会の運営に必要な細則は、運営委員会の議決をもって別に定める。ただし、議決内容については、次の総会に報告しなければならない。

附 則

昭和31年5月10日施行の旧会則は廃止する。

この会則は、平成8年5月18日から施行する。

この会則は、平成11年5月15日から改正して施行する。

この会則は、平成14年5月18日から改正して施行する。

この会則は、平成17年5月21日から改正して施行する。

この会則は、平成18年5月17日から改正して施行する。

この会則は、平成25年5月11日から改正して施行する。

この会則は、平成27年5月8日から改正して施行する。

この会則は、平成28年5月6日から改正して施行する。

この会則は、平成29年5月12日から改正して施行する。

この会則は、令和3年5月14日から改正して施行する。

この会則は、令和4年5月13日から改正して施行する。

この会則は、令和5年5月12日から改正して施行する。

この会則は、令和6年5月10日から改正して施行する。

所沢市立小手指小学校PTA 個人情報取扱規程

第1条 この規程は、所沢市立小手指小学校PTA(以下本会という)が取得・保有する個人情報の適正な取扱を定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

第2条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規程に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。

第3条 本会における個人情報の管理者は会長とする。また、個人情報の取扱者は本部役員及び選考委員並びに支部役員とする。

第4条 個人情報の管理者および取扱者は、業務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。また、その役職を退いた後も同様とする。

第5条 円滑なPTA活動を行うために次の情報を取得する。

- (1) 保護者氏名
- (2) 児童氏名
- (3) 児童クラス
- (4) 住所
- (5) 電話番号
- (6) メールアドレス

第6条 本会は、取得した個人情報を次の目的で利用する。

- (1) PTA活動・各支部活動に必要な連絡および名簿作成のため
- (2) 会費納入管理のため
- (3) 活動における行事等の案内、参加確認、傷害保険加入のため
- (4) 本部役員・委員・支部役員の選考選出のため
- (5) 本部役員・委員・支部役員の連絡のため

第7条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条の規程により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を扱わないものとする。

第8条 個人情報が記載されたいかなるものも、管理者または取扱者がPTA会議室の鍵付きロッカーなどに保管し適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第9条 個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体にウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切に行う。

第10条 個人情報とは次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第11条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第12条 個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

第13条 本会は、個人情報の取扱に関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

附 則

この規程は、令和3年5月14日から施行する。

この規程は、令和6年5月10日から改正して施行する。

所沢市立小手指小学校PTA 慶弔規程

この会の慶弔見舞は、この規程の定めるところによる。

- (1) 会員（教職員含む）並びに在籍児童の死亡 金1万円
- (2) 教職員の配偶者並びにその子女の死亡 金5千円
- (3) 会員並びにその児童の重傷病 金3千円
（安静加療が1ヶ月を越えるもの）
- (4) その他については、正副会長で協議し行い、運営委員会に報告をする。
- (5) この規定によって贈られた金品の返礼は一切受けない。
- (6) この規定が適性に欠けると認められた場合には、運営委員会で改正することができる。

附 則

この規程は、昭和55年度から施行する。

この規程は、平成29年5月12日から改正して施行する。

所沢市立小手指小学校PTA 細則(案)

第1条 この細則は、会則第6章第22条により、この会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 会則第9条にある役員を選出方法は、次のとおりとする。

(1) 会長、副会長の選出方法

① 公選とする

会長および副会長の選出は、選考委員会が責任をもって公選する。ただし副会長のうち1名は教頭とし、公選は行わない。

② 立候補

ア 書面をもって立候補の受け付けを行う。

イ 立候補者は、信任投票を受け、全会員の3分の1以上の信任を得なければならない。

③ 推薦

ア 立候補者が不信任となった場合や立候補者が必要人数に満たない時や立候補者がいない場合、全会員に推薦用紙を配布し、被推薦者を募る。

イ 被推薦者相互の話し合いによって選出を行う。この際、選考委員会は個々の被推薦者との交渉、および被推薦者相互の話し合いが円滑に進むように努める。

④ 交渉

被推薦者および会員と個々に交渉を行い選出に導く。

⑤ 会長、副会長の互選

会長、副会長の役職は、新任又は推薦によって選ばれたもの相互の話し合いによって行う。

⑥ 選考委員は、立候補者になることはできない。

(2) 通知

選考委員会は、会長、副会長の選出が終了次第速やかに、被選出者氏名を全会員に通知する。

(3) 幹事

① 会則第7条により、各学年1名より選出する。

② 会長、副会長が内定後、幹事の立候補を募る。

③ 欠員が生じた時は、該当学年の保護者から選出する。

(4) 監査

前年度の本部役員のおすすめにより選出するものとする。

第3条 会則第13条にある委員・支部役員の選出方法は、次のとおりとする。

(1) 委員等

- ① 役員の必要人数を重視し、各学年の児童数のバランスを考慮の上、委員の数・学年の配分を年度末に本部にて決定する。
- ② 前年度中に立候補により幹事になることが決定している場合は優先する。
- ③ 議決権は、1家庭につき1票のため、同年度において1名のみ選出できる。
- ④ いちよう学級長・副学級長、育成会役員との兼任は出来ないものとする。

(2) 各委員代表

本条(1)により選任され、その中から各委員代表に委員長1名、および副委員長1名を選出する。さらに教職員より担当職員を選出するが、その方法については学校側に一任する。

(3) 支部役員

各支部は、互選により支部長1名、および副支部長1名を選出する。

第4条 免除と配慮

(1) 会員の免除については、以下の表のとおりとする。

		一人分免除	永久免除
会長	任期(2期)		○
	任期(1期)	○	
副会長	任期(2期)		○
	任期(1期)	○	
幹事(学年代表)		○	
こばと代表		○	
選考委員		○	
広報委員		○	
安全委員		○	
ベルマーク・環境委員		○	
卒業対策委員(委員長)		○	
各支部長		○	
いちよう学級(学級長・副学級長)		○	
育成会(会長・副会長・大会長・広報長・部長)		○	

- ① 同一任期において、各家庭1名のための任命とする。
- ② 免除となる任期が終了しても、会員の立候補及び再任を妨げない。
- ③ 会長及び副会長を2期つとめた場合、役員の選出から永久免除とする。

(2) 会員の配慮については、以下のとおりとする。

- ① 6学年時に選出された副支部長、代表相談員については役員免除と同等の扱いとし、役員選出から配慮とする。その際、他の役員との兼務は可能とする。
ただし、5学年以下に選出された場合、役員選出の配慮はしないものとする。
- ② 幹事の欠員補充の際は、その対象児童分の役員選出から配慮とする。

附 則

この細則は、平成8年5月18日から施行する。

この細則は、平成11年1月20日から改正して施行する。

この細則は、平成14年5月18日から改正して施行する。

この細則は、平成17年2月16日から改正して施行する。

この細則は、平成17年6月20日から改正して施行する。

この細則は、平成20年5月9日から改正して施行する。

この細則は、平成21年5月8日から改正して施行する。

この細則は、平成27年5月8日から改正して施行する。

この細則は、平成28年5月6日から改正して施行する。

この細則は、平成29年5月12日から改正して施行する。

この細則は、令和3年5月14日から改正して施行する。

この細則は、令和4年5月13日から改正して施行する。

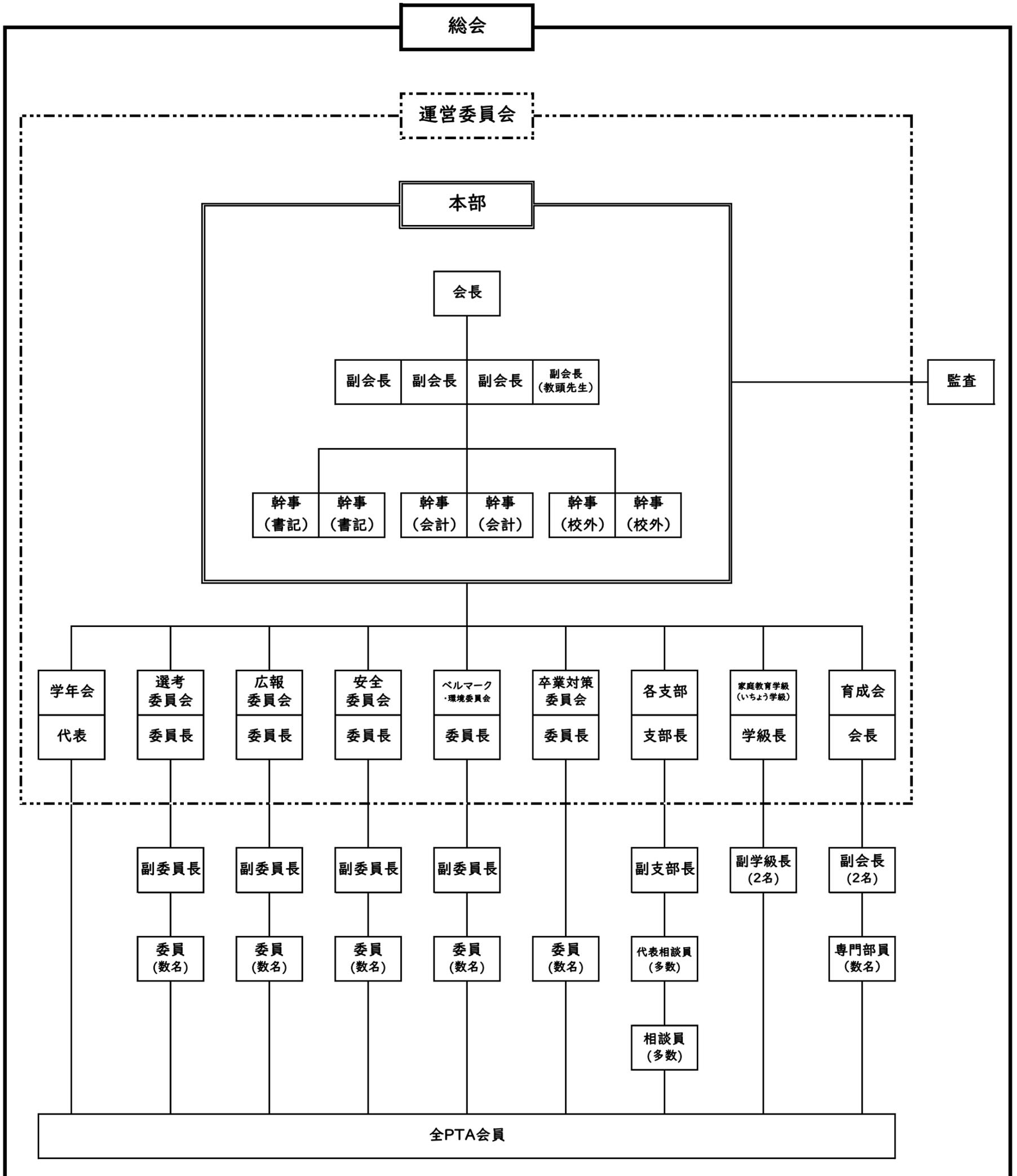
この細則は、令和5年5月12日から改正して施行する。

この細則は、令和6年5月10日から改正して施行する。

所沢市立小手指小学校PTA 組織図(案)

- ◎ 決定機関
- ◎ その他円滑な運営に必要な機関
- ➡ 総会・運営委員会
- ➡ 本部・委員会・支部

- 総会の構成員を示す
- 運営委員会の構成員を示す
- 本部の構成員を示す



所沢市PTA連合会総合補償制度の概要

【所沢市PTA連合会 事務局】

所沢市PTA連合会では、PTA活動中の傷害や対人・対物賠償等の総合補償制度を設け、PTA活動を推進しています。この補償制度は、所沢市PTA連合会と東京海上日動火災保険株式会社との間で協議し独自に作り上げた補償制度です。



【この補償制度は…】

PTAの会員と加入小中学校児童・生徒を対象としてPTA活動中の傷害（疾病は除く、ただし熱中症は対象となります）とPTA活動に伴う対人・対物賠償事故と各PTAが第三者から借用した財物（所沢市PTA連合会加入団体及び加入会員からの借用財物は除く）に対して与えた損害についての損害賠償金を給付する総合補償制度です。

【補償期間・人数の増減に関して】

補償期間は、7月1日午後4時から来年の7月1日午後4時までの1年間です。毎年更新します。加入時の世帯数+教職員数を基本とし、保険期間中の増減に関しては保険料の追徴・返戻は有りません。**団体特約として、補償期間中の4月からの新入生も給付の対象となります。また、3月に卒業した児童生徒は給付の対象となりません。**

【補償内容】

死亡補償	200万円	対人（身体）に対する賠償責任	1名 1億円・ 1事故 2億円限度
後遺障害（14級区分）	6万円～200万円	対物（財物）に対する賠償責任	1事故 300万円（対人・対物共に1事故につき1千円自己負担）
傷害保険金額	入院日額 2,500円（入院・通院を合計して180日限度） 通院日額 1,500円（通院のみは90日が限度）	保管物危険	1事故 10万円・補償期間中500万円（1事故につき5千円自己負担）

【補償見舞金の給付対象】

保護者会員・教職員会員・児童・生徒・同時参加の未就学児が給付の対象になります。

補償の内容には、各PTA下部組織（支部）行事に付いても、PTA主催共催行事で有れば補償対象になります。（但し、PTA会長の証明書・主催行事の案内文書のコピーが必要になります）独立行政法人日本スポーツ振興センターが対象としている学校管理下の事故は適用になりませんが、学校管理下外のPTA管理下の事故は対象になります。

【補償見舞金の給付の範囲】

PTAの管理下において、その活動中に起きた事故に対し会員に給付されます。

PTAの管理下と活動範囲は、次の通りです。

① 会員がPTA行事に参加している間に被った傷害を補償します。

※PTAが主催又は共催した地域行事（お祭り等）に参加した場合

※PTA会長名入りで発出された案内文書が必要です。

② P T A行事に参加した場合、指定された場所へ集合から解散まで補償されます。指定場所への往復途上については、自宅から指定場所までの最短ルートとし、途中寄り道等した場合は補償の対象とはなりませんのでご注意ください。

③ P T A役員が予め定められた行事計画を推進するために必要な調査活動、打合せ、準備活動で被った傷害。

④ P T A役員や責任者及び指導者の不注意や管理ミスにより児童・生徒・父母会員・教職員会員・同時参加の未就学児が被った傷害、その他他人の身体・財物に損害を与えて法律上の賠償責任を負った場合に補償します。(賠償責任の補償)

⑤ 第三者から借用したスポーツ用具や施設などを破損した事によって管理者として法律上の賠償責任を負った場合に補償します。(保管物危険の補償)

※ P T A会員同士の貸借に関しては補償の対象になりません。

⑥ 「かけこみ110番」の補償に関しては、実際に駆け込みが発生した事実を警察等への通報で確認できること、設置場所・協力者一覧の作成・管理保管が必要です。

⑦ 熱中症対策として、夏場の行事では「帽子を必ず着用する」、「通気性の良い服装で参加する」、「汗ふき用のタオルを用意する」など予め注意を呼び掛けるようにしてください。また、P T A役員・行事責任者の方の間でも、熱中症について日頃から勉強会を行うなどして、適切な対策・対応を実施できるように心がけてください。

【事故が起きてしまったら】

事故が発生した場合、速やかに各学校P T A役員・行事責任者が直接事故の報告を下記までお願いします。その後P T A行事での事故を証明する書類として、P T A会長より下記書類提出をお願いします。

東京海上日動火災保険株式会社

事故発生

→

取扱代理店 東京海上日動パートナーズ EAST:担当(曾我)

Tel 04-2920-2951

P T A役員は、東京海上日動パートナーズ EAST に事故報告の後、市P連事務局までお知らせ下さい。

《保険金請求に必要な各P T Aからご提出いただく書類は…》

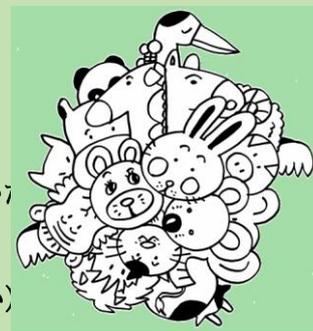
各学校P T A側から保険会社へ提出する書類です

1, 各学校のP T A会長の行事事務確認書(保険会社から送付)

(発生年月日・場所・行事・負傷者等を書面にて証明している)

2, P T A行事開催案内文書(プリント)

(事前にP T A会員に配布した行事案内文のコピーを添付してください)



問い合わせ先・事故報告

所沢市P T A連合会総合補償制度取扱 東京海上日動火災保険株式会社
取扱代理店(株)東京海上日動パートナーズ EAST:担当(曾我・竹内)

Tel 04-2920-2951

Fax 04-2990-2954

所沢市P T A連合会事務局(社会教育課)担当(齊藤・金田)

Tel 2998-9242

